

国民健康保険・後期高齢者医療制度で受診される患者様への術前検査費用について
当院では、**国保・後期高齢者の方については、当院が術前検査費用（患者負担分および国保基金への請求分）を全額負担（持ち出し）し、請求を行っていません。**
以下のような経緯・理由からです。

【本対応の経緯と理由：行政による不透明な運用の実態】

過去、行政および国保審査当局より、当院が医学的根拠に基づき実施した術前検査に対し、極めて威圧的かつ不適切な指導、査定（減点）が行われました。昨年になってようやく、当時指導を担当した県指導監査専門医が「国保審査委員」を兼務し、さらに当院の審査の担当もしていたという、客観性と公平性を著しく欠く事実が判明しました。
当院はこの問題の是正を求め、以下の行政機関へ働きかけを行ってまいりました。

中国四国厚生局：

本件について報告・相談を行いました。具体的な理由説明はなく、「広島県に聞くように」との口頭回答のみに留まりました。理由は、国民健康保険団体連合会（国保連）に対する指導監査（一般監査・特別監査）は県が行うようにという厚生労働省の通知（昭和44年保発第18号）を基にした発言と考えています。

広島県国民健康保険課：

広島県は、国民健康保険法第106条および第108条に基づき、国保連合会に対する監督権限を有しています。しかし、2024年9月の連絡以降、現在に至るまで無回答の状態が続いています。

【患者様への費用負担について】

社会保険（健保・共済等）の患者様との間で一見不公平な対応に見えるかと存じますが、行政の無責任な対応から「安全な医療」を守るため、以下の通り対応しております。
費用負担：国保・後期高齢者の方については、当院が検査費用（患者負担分および国保基金への請求分）を全額負担（持ち出し）いたします。そのため、患者様への検査費用の請求は発生いたしません。

当院は、不適切な行政指導や無責任な対応に屈することなく、やむを得ずこのような措置を講じております。国保連合会による国保審査と行政による病院への個別指導は本来別々であるはずが、県指導監査専門医が審査と指導の担当を兼務する状態では、指導に従っていないとして、当院は病院監査、さらには保険医取り消しという処分に発展する理不尽な危険があるからです。

（注釈：対象となる保険の種類）

本案内の対象となる「国保」「社保」の分類は以下の通りです。

国保の方：市町村の国民健康保険、国保組合（建設、医師、歯科医師など）、後期高齢者医療制度にご加入の方

社保の方：お勤め先の健康保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合など）にご加入の方
（ご家族の方を含みます）